

# 第3部 自然環境の現況と対策

## 第1章 野生動植物

### 第1節 植物の現況

#### 1 植生

本県の森林は日本の水平的森林植生帯の中で、本土最南部域の森林帯に位置づけられます。現存植生をみると、植林地の面積が大きく、原植生はわずかに内陸山地の一部、特別に保護された地域、神社の社叢、湿原や岩隙地などの特殊な環境の地域にみられるだけで、代償植生によって広い面積が占められています。

自然植生の垂直分布では、海拔約1,000mを境にして下部が暖温帯性常緑広葉樹林帯（ヤブツバキクラス域）、上部が温帯性夏緑広葉樹林帯（ブナクラス域）となっています。また、平地、海岸には、それぞれ特色のある植生が形成されています。

植生の分布をみると、スギとヒノキが多く全県下にみられますが、特に、県中・県南でスギとヒノキの植林率が高くなっています。

#### 2 植物相

本県の野生維管束植物は2,497種、195雑種といわれています（改訂・宮崎県版レッドデータブック2010年度版、以下「改訂版レッドデータブック」という。）。

また、地理分布要素として、南方要素、中国中部要素、日本要素、中国東北部要素、北方要素などが認められ、ことにシダ植物では、圧倒的に南方要素が多くなっています。

#### 3 貴重な植物

##### (1) 植物群落

県が平成23年3月に改訂・公表した改訂版レッドデータブックには「ウバメガシ群落（トベラ・ウバメガシ群落、延岡市）」等単一群落が182群落、「虚空蔵島の亜熱帯性植物群落（日南市南郷町）」等群落複合が130群落、合計312群落が掲載されています。

##### (2) 天然記念物

植物に関係した天然記念物では、国の特別天然記念物として「青島亜熱帯性植物群落」等3件、天然記念物として「ノカイドウの自生地」等28件が指定されています。また、県の天然記念物として「オニバス自生地」等17件が指定されています。

##### (3) 絶滅危惧種

改訂版レッドデータブックには、維管束植物（種子植物、シダ植物）として絶滅のおそれのある種609種、それ以外の種として115種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてヒノタニリュウビンタイ等398種、ⅠB類としてスギラン等105種、絶滅危惧Ⅱ類としてマツバラシ等106種です。

#### (4) 宮崎県の固有種及び準固有種

地球上で本県にしかない植物（宮崎県固有種）は、キバナノツキヌキホトトギス等18種、分布圏を僅かに隣県境界域まで拡大したもの（宮崎県準固有種）はヒュウガトウキ等21種です。

#### 4 自然林と人工林

平成25年3月末現在の森林面積は589,492haで、このうち人工林は59.0%、自然林は37.8%となっています。

人工林（民有林）での植林は、スギ、ヒノキなどの針葉樹林が92.3%と、圧倒的に大きな割合を占めており、森林の持つ多面的機能を発揮させる観点から森林を適正に管理することが必要となっています。

### 第2節 哺乳類の現況

本県に生息する野生の哺乳類は、およそ42種が記録されています。イノシシ、タヌキ、アナグマ、ニホンザル、ニホンジカ、キツネなどはかなり広い範囲に分布しています。本県に生息する哺乳類のうち、ニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは天然記念物に指定されています。

また、改訂版レッドデータブックには、絶滅のおそれのある種として8種、それ以外の種として11種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠB類としてニホンモモンガ等3種、絶滅危惧Ⅱ類としてニホンカワネズミ等5種です。

### 第3節 鳥類の現況

本県内で生息又は記録のある鳥類は360種であり、また、鈴木・中島の論文（鈴木素直・中島義人「宮崎の野鳥」）には、本県内の野鳥62科319種の目録が示されています。

1981年から1985年にかけて、夏期と冬期に県北・県中・県南において本県が実施した調査では、104種の野鳥が観察されており、このうち、個体数が非常に多かったのはヒヨドリ、ホオジロ、ウグイスなどで、その他ではコジュケイ、キジバト、コゲラ、ツバメ等が多く観察されています。

前述の本県の野鳥目録の中で、改訂版レッドデータブックには、絶滅のおそれのある種として26種、それ以外の種37種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてクロツラヘラサギ等2種、絶滅危惧ⅠB類としてミゾゴイ等7種、絶滅危惧Ⅱ類としてヨシゴイ等17種です。

### 第4節 両生類・爬虫類の現況

本県内でこれまでに観察・記録されている両生類は、サンショウウオ類・イモリ類6種、カエル類12種、爬虫類は、カメ類7種、トカゲ6種、ヘビ類10種です。

この中で、サンショウウオについては、ブチサンショウウオが県内の最優占種で、山間部において生息しているものは大方本種です。また、カメ類は、海産のカメ類が多く記録されており、特に、宮崎市周辺海岸はアカウミガメの産卵地として著名で、宮崎市佐土原町、新富町、高鍋町、延岡市、

日南市の海岸を含めて県の天然記念物に指定されています。

この中で、改訂版レッドデータブックには、絶滅のおそれのある種として6種、それ以外の種として12種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠB類としてオオイタサンショウウオ等3種、絶滅危惧Ⅱ類としてアオウミガメ等の3種です。

## 第5節 汽水・淡水魚類の現況

本県で観察・記録された汽水・淡水魚類は56種です。

この中で、改訂版レッドデータブックには、絶滅のおそれのある種として9種、それ以外の種として15種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてアリアケギバチ等の2種、絶滅危惧Ⅱ類としてメダカ等の7種です。

## 第6節 昆虫類の現況

環境省は、1978年の「第2回自然環境保全基礎調査動物調査」で、「指標昆虫」10種と「特定昆虫」90種の本県内の生息状況を調査しています。その結果、本県内で指標昆虫7種（ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボ、タガメ、ハルゼミ、オオムラサキ、ゲンジボタル）及び特定昆虫88種の生息が確認されています。（オオハラビロトンボとスジボソヤマキチョウの2種は生息なし。）

また、改訂版レッドデータブックには、絶滅のおそれのある種として71種、それ以外の種として253種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてスジボソヤマキチョウ等13種、絶滅危惧ⅠB類としてグンバイトンボ等21種、絶滅危惧Ⅱ類としてヨドシロヘリハンミョウ等37種です。

改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010年度版

「宮崎県の保護上重要な野生生物」

（平成23年3月改訂版発行）



## 第7節 野生動植物の保護対策

### 1 宮崎県野生動植物の保護に関する条例の制定

本県には、豊かな自然環境の中に約1万種といわれる多くの野生動植物が生息又は生育していますが、近年、人間の活動等によって大きな影響を受けており、絶滅のおそれが生じている野生動植物もあります。こうした野生動植物を保護するためには、地域レベルで保護対策を行うことが非常に重要であり、かつ、効果的です。

このため、県内の野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うために、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」を平成17年12月に制定し、翌年4月1日から施行しています。

### 2 指定希少野生動植物の指定

本県の希少な野生動植物のうち、乱獲や環境悪化等により絶滅のおそれがあり、特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止しています。

平成18年4月にオナガカンアオイ（維管束植物）やアカメ（魚類）など37種、平成18年11月にカザグルマ（維管束植物）など5種、42種を指定しています。

### 3 重要生息地の指定

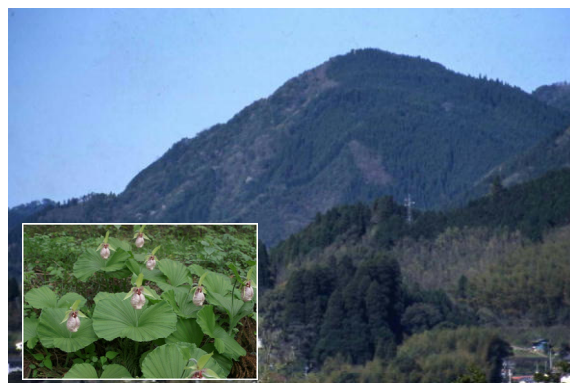
本県の野生動植物を保護するために、その重要な生息地を「重要生息地」として指定し、県民一体となって保護に取り組んでいます。

平成19年11月に五ヶ所高原（高千穂町）外2箇所を指定し、平成25年12月の鳥屋岳（高千穂町）まで、8箇所の重要生息地を指定しています。新たな重要生息地の指定に向け、調査・検討を行っております。

指定希少野生動植物（アカメ）



重要生息地（鳥屋岳）



### 4 生態系の保護・保全・回復活動の支援

森林環境税を活用し、シカの食害等により絶滅の危機に瀕している森林生態系等の保護、保全、回復活動を実施する市町村や団体等の支援を行う事業を実施しています。平成25年度は4市町村で希少野生動植物の保全活動を実施しました。

## 第2章 鳥獣保護

### 第1節 鳥獣保護対策の概要

野生鳥獣の保護を図るためには、その捕獲を禁止又は制限し、違法な捕獲を取り締まるとともに、その生息に悪影響を及ぼす行為を規制していくことなどが必要です。

このため、県においては、鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の強化、並びに狩猟違反に対する取締りの強化等により、鳥獣保護施策の推進を図るとともに、平成25年度においては第11次鳥獣保護事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定・期間更新、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行いました。

### 第2節 鳥獣保護区の設定等

#### 1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため指定するもので、国指定鳥獣保護区と県指定鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて指定するもので、区域内においては鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

#### 2 休 猟 区

休猟区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の永続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、地元の意見にも十分配慮しながら必要に応じて設定することとしています。

#### 3 特定猟具使用禁止区域（銃）

特定猟具使用禁止区域（銃）は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について指定することとしています。

鳥獣保護区等の状況（平成26年3月末現在）

（県土面積773,480ha）

区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県土面積比 (%)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	108 ( 9 )	66,110 (2,510)	8.5 (0.3)
休 猟 区	1	1,552	0.2
特定猟具使用禁止区域（銃）	61	18,598	2.4
計	170	86,260	11.2

### 第3節 鳥獣の保護増殖等

近年、自然保護に対する意識の向上とともに、野生鳥獣の保護に対する県民の認識も一段と高まっており、これに即応した鳥獣保護施策の推進に努めています。

#### 1 コシジロヤマドリの保護増殖

コシジロヤマドリは、昭和39年に県鳥に指定されています。ヤマドリの亜種で、宮崎、熊本両県の南部及び鹿児島県に生息する希少種であり、平成21年度の生息調査（日本野鳥の会宮崎県支部への委託）では、約10,600羽の生息を推定しています。

県では、平成12年度からコシジロヤマドリ保護増殖事業を実施しており、平成23年度に本県での初めて放鳥に続いて、平成25年度にも行ったところです。

#### 2 キジの放鳥

鳥獣保護区及び休猟区等において人工増殖によるキジ（120日雛）の放鳥を8月～9月頃に実施し、保護増殖に努めています。

### 第4節 鳥獣の保護管理

#### 1 有害鳥獣の適正な捕獲

野生鳥獣は、その習性上、農林水産物に被害を与えることもあるので、農林水産物等に被害を与える有害鳥獣については捕獲し、被害の防止に努めています。

平成8年度からイノシシ、シカ、サル、タヌキ、カラス、ドバト等18種類の鳥獣について市町村長が有害鳥獣の捕獲の許可を行うという迅速かつ効果的な体制の整備を行いました。平成25年度末には狩猟鳥獣48種類や特定外来生物（鳥綱、哺乳綱）等の許可が可能となっています。

なお、近年、シカ、サル、イノシシによる農林作物等への被害の増加に伴い、県においては、それぞれ特定鳥獣保護管理計画を策定し、シカ（捕獲促進地域）やイノシシ（県内全域）の狩猟期間の前後期間を延長するなど、その被害の軽減と適切な保護管理に努めています。

また、平成21、22及び24年度には増えすぎたシカの個体数調整を実施して、総数で14,807頭を捕獲しました。

#### 2 鳥獣保護区内等における農林産物の被害防止

鳥獣保護区内やその隣接地におけるイノシシ、シカ、サル等による農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵、音響式防除機及び箱わなや囲いわなの設置補助事業を実施しています。

#### 電気防護柵及び音響式防除機設置補助事業実績

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
電気柵（基）	853	705	680	432	473	496	416
〃 延長(m)	364,450	294,050	278,450	164,200	184,700	178,400	152,700
防除機（基）	14	22	19	6	11	3	5

※ H 2 2 は、地域活性化交付金事業を活用した里山地域野生鳥獣被害防止対策事業の実績を含む

## 第3章 自然公園

### 第1節 自然公園の現況

国立公園は我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地として、国定公園は国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として、また、県立自然公園は県を代表するすぐれた自然の風景地として、いずれも県の内外を問わず多くの人々に利用されています。

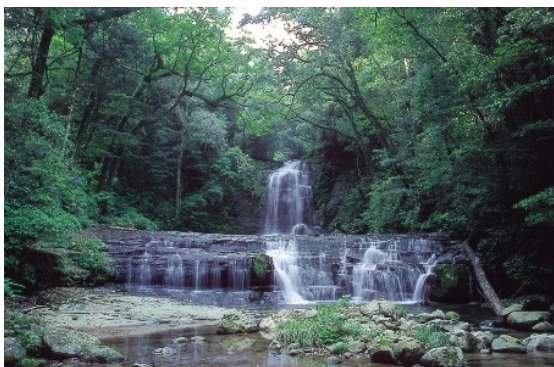
現在、霧島錦江湾国立公園のほか、日南海岸、祖母傾、日豊海岸、九州中央山地の各国定公園及び祖母傾ほか5か所の県立自然公園が指定されており、その陸域の総面積は91,919haで、県土の面積の約12%を占めています。また、日南海岸国定公園及び日豊海岸国定公園の2公園に12地区105haの海域公園地区が指定されています。（127ページに位置図）

### 第2節 自然公園の保護と施設の整備

自然公園にあつては、自然公園の優れた風致景観を保護するため、その区域に特別地域（特別保護地区、第1種から第3種特別地域）及び海域公園地区を指定し、当該地域地区内における風致景観を損うおそれのある一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事等の許可を受けなければしてはならないことになっています。

また、その他の普通地域においても、一定の行為について都道府県知事に対し、届け出なければなりません。

自然公園における利用施設の整備については環境省直轄事業、自然環境整備交付金事業、県費単独事業、市町村に対する県費補助事業等の制度があり、国・県・市町村により執行されています。



わにつか県立自然公園



西都原杉安峽県立自然公園



母智丘関之尾県立自然公園



祖母傾県立自然公園

## 第4章 環境保全地域の指定

県内に存在する美しく豊かな自然を保護し、これを次の世代に引継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

本県では、昭和48年3月に「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」が制定され、この条例に基づき自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定することにより、本県のすぐれた自然環境の保護と創出を図ることとしました。

### 第1節 自然環境保全地域の現況と対策

自然環境保全地域の指定は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼及び河川、貴重な植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境がすぐれた状態で、一定面積をもった地域について、県土の保全、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等の諸条件を考慮しながら行うこととしています。

現在、檜葉自然環境保全地域及び掃部岳北部自然環境保全地域の2か所が指定されており、両地域にそれぞれ1名の自然保護指導員を配置して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行っています。

### 第2節 緑地環境保全地域の現況と対策

緑地環境保全地域の指定は、都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な樹林地、池沼、丘陵、河川又は海岸の区域若しくはその地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している地域について、地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的・社会的諸条件を考慮しながら行うこととしています。

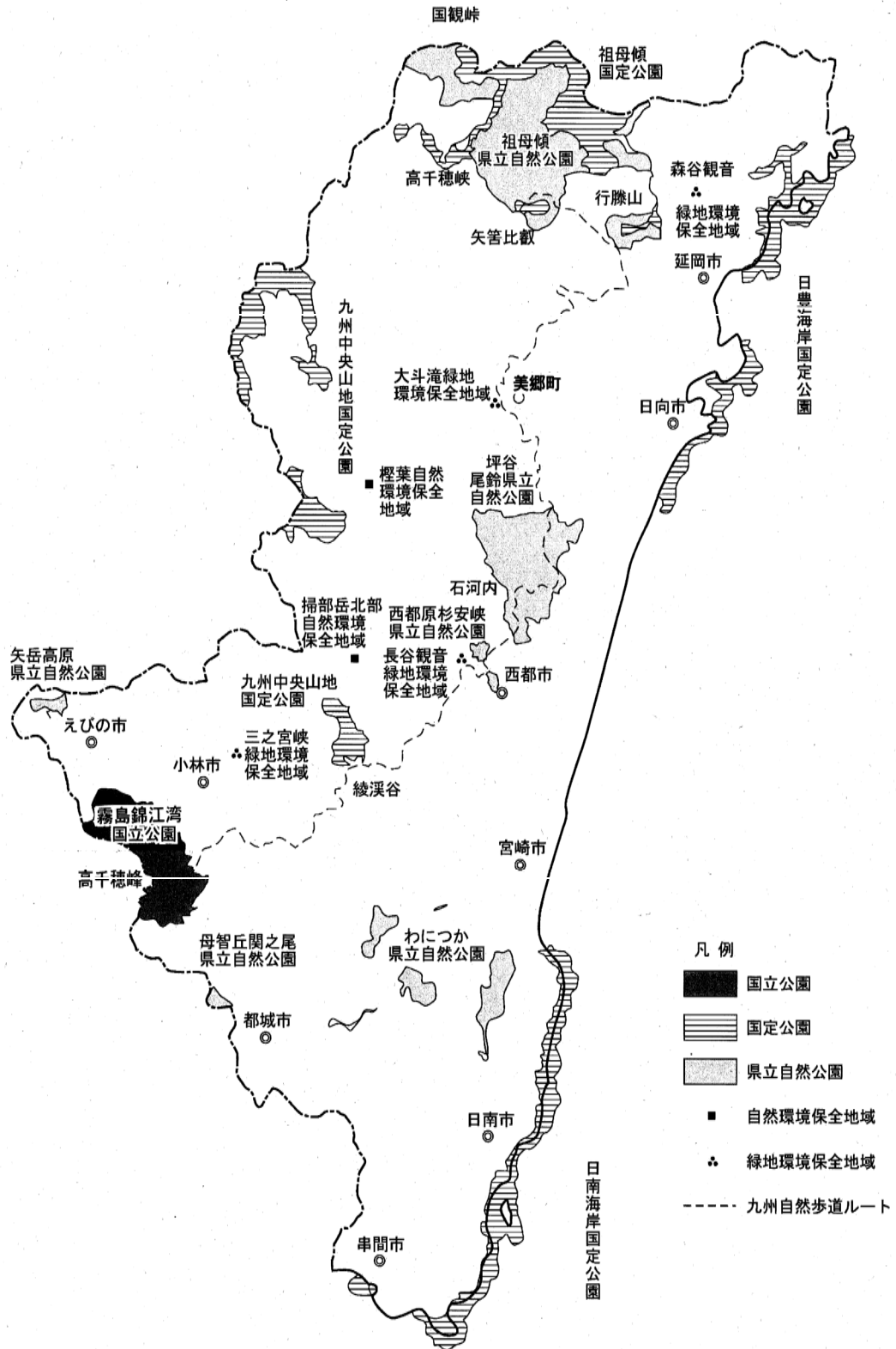
現在、森谷観音緑地環境保全地域、大斗滝緑地環境保全地域、三之宮峡緑地環境保全地域、長谷観音緑地環境保全地域の4か所が指定されており、各地域にそれぞれ1名の自然保護指導員を配置して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行っています。



三之宮峡緑地環境保全地域



## 2. 自然公園等位置図



# 第5章 普及啓発及び調査

## 第1節 自然保護の普及啓発

### 1 自然保護推進員

自然環境の保護と創出を十分に図るためには、県民一人ひとりが保護と創出の精神を身につけ、推進していくことが何よりも大切です。

このような考えのもとに、昭和47年9月に「自然保護推進員設置要綱」を定め、県内に居住し、自然保護について理解と熱意を有する15才以上の者が、自然保護推進員として本県の自然保護推進の核となって、自然環境の保護と創出を推し進めています。さらにこの制度の積極的な推進を図るため、昭和48年3月に制定した「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に盛り込みました。

現在、第17期(H23.6.1-H26.5.31)の自然保護推進員がそれぞれの地域で活動しています。

自然保護推進員の役割として、次に掲げることを期待しています。

- ①自然に対するプリザーバー（保護を推進する人）として、自然のよき理解者となる。
- ②自然に関するカウンセラー（相談を受ける人）として、自然保護に関し、地域住民のよき相談相手となる。
- ③自然についてのアドバイザー（助言する人）として、かくれているすぐれた自然の発見、紹介、自然の保護、創出等について助言する。

自然保護推進員がこれらの役割を十分果たせるよう、自然保護に関する正しい情報を提供するために、平成10年度より従来の環境情報に加えて、新たに自然保護に関する情報を盛り込んだ啓発情報誌「e c oみやざき」（平成17年度までは「環境ひむか」）を作成し、自然保護推進員に配付することで、自然保護思想の普及啓発に努めています。

### 2 緑化運動の推進

#### (1) 県民緑化推進運動

平成25年県民緑化推進運動は、「今植えた 木々が未来へ 夢運ぶ」をテーマに、2月1日から5月31日までと9月1日から11月30日までを「県民緑化推進運動強化期間」と定め、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指し、県民参加の植樹行事、緑の募金運動等を展開しました。

#### ①宮崎県の「みどりの日」記念行事

「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」で定められた「みどりの日」（4月8日）に、宮崎市内の商業施設宮崎山形屋前歩道において、緑化用苗木400本、鉢花400鉢を配布し、自然保護意識の街頭啓発を行いました。

#### ②緑の募金運動

県緑化推進機構、各地区・市町村みどり推進会議、みどりの少年団、協賛・支援団体等関係機関の協力のもとに、普及啓発活動と併せて緑の募金活動を行い3,272万円の実績がありました。

#### ③県民参加による森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能やみどりの重要性について、県民の理解を深めるため、ボランティアによる植樹、下刈等の森林整備や苗木の養成など、県民参加による森林づくりを進めました。

#### ④緑化功労者表彰等

県民の緑化意識の高揚を図り、みどり豊かな生活環境づくりに資するため、緑化功労者及び学校関係緑化優秀校の表彰を行いました。

#### ⑤「植木市と樹木医による緑化相談」の開催

11月3日に延岡市で開催された杉コレクション2013において、樹木医によるみどりの相談所を開設し、家庭緑化の普及と緑化意識の高揚に努めました。（みどりの相談所は、年内に他2箇所で開催）

#### ⑥森林環境税の導入

本県では、県土の保全や水源のかん養等、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、平成18年4月に森林環境税を導入し、森林環境の保全に関する施策を推進しています。

### (2) みどりの少年団の育成

緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し自らの社会を愛する心豊かな少年少女を育てるため、みどりの少年団の活動支援を行うとともに、7月20日～21日に、宮崎県ひなもり台オートキャンプ場において、各団の指導者及び少年団員の参加による総合研修大会を実施しました。

## 第2節 野生動植物調査

自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、県内に生息する野生動植物について、現地調査、文献調査等による野生動植物生息状況等調査を実施しています。

調査結果は、改訂版レッドデータブックやレッドリストの改訂・見直しのための資料としても、活用されます。

### 企業の森づくり

「企業の森づくり」制度は、環境保全等社会貢献に関心の高い企業や団体等の皆様に県内の豊かな自然環境を活用していただきながら、地域の方々とともに森林保全に参画していただくものです。

県では、平成22年度に設立した「みやざき森づくり委員会」とともに、企業と森林所有者や森林組合等とのコーディネートを行っています。

<取り組まれている企業> (H26.3現在)

雲海酒造株式会社 旭化成株式会社  
南九州コカ・コーラボトリング株式会社  
旭有機材工業株式会社 日本興亜おもいやり倶楽部  
MRT宮崎放送 ケーブルメディアワイワイ  
社団法人日本野球機構 村田株式会社  
アサヒビール株式会社 住友ゴム工業株式会社  
テル株式会社 NEXCO西日本グループ  
アイ・ホーム株式会社 霧島酒造株式会社  
バクスター株式会社 九州電力株式会社宮崎支社  
株式会社宮崎日日新聞社 ランバー宮崎協同組合  
株式会社オーキュウ 宮崎ガス株式会社  
東郷メディキット株式会社 マルマン株式会社  
一般財団法人セブン・イレブン記念財団 株式会社サニクリーン九州  
宮崎県砕石事業協同組合連合会 公益財団法人イオン環境財団



## 第6章 自然環境の健全利用

### 第1節 温泉

#### 1 温泉の現況

本県の温泉地の分布は、えびの・小林地区に比較的多く、宮崎、都城、日南などの県中南部に点在しており、県北部はほとんどありませんでしたが、近年の市町村の温泉開発により、その分布は全県的に広がってきました。

平成26年3月末現在、本県の源泉総数は199、総ゆう出量 24,064 ℓ /分です。

#### 2 温泉の利用状況

平成26年3月末現在の本県の源泉総数199のうち、利用が142、未利用が57となっています。

### 第2節 県民の森等

#### 1 明治百年記念の森（行藤山県民の森）

趣 旨 等	昭和46年に「明治百年記念事業」として、県民の保健休養・自然愛護思想の向上・野生鳥獣の保護・青少年の情操教育を目的に設置した。
所 在 地	延岡市行藤町751番地の1
面 積	74ha
位 置	延岡駅から西に約8kmの位置にあり、海拔600～720mの祖母傾県立自然公園の地域内にある。
林 相	森全体が自然林で峰筋には樹齢60～70年生のアカマツ、ツガ等の針葉樹が点在し、その他は30～35年生のカシ類、ツバキ、カエデ類、コナラ等の広葉樹が混成している。 また、林内には幅3m、深さ1m程度の溪流があり、その清流に映える四季の自然の姿は、休養林としてふさわしいものがある。
施 設	東屋2棟、遊歩道
利 用 者	平成25年度 約37,989人
設置・管理等	宮崎県（環境森林課・東臼杵農林振興局）

## 2 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森

趣 旨 等	昭和48年4月に開催した第24回全国植樹祭会場跡地の活用を図るため、昭和52年に設置した「宮崎県青少年研修の森」が前身であり、平成元年には「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森」に名称を変更し、県民の保健休養及び森林・林業とのふれあいの場として整備した。平成10年度には、アウトドアライフ指向の高まりのなかオートキャンプ場を拡充整備した。
所 在 地	小林市細野字山中之前5739番地14他
面 積	約310ha
位 置	小林駅から南南西に約8kmの位置にあり、海拔500～700mの霧島錦江湾国立公園の地域内にある。
林 相	大部分がスギやヒノキの人工林であり、除・間伐等の保育作業が必要な林分から90年生の林分まで幅広い林齢構成を成している。 谷筋や尾根等には、常緑広葉樹を主とする自然林が分布し、幹周りが3mを超えるアカガシ、スダジイ、タブノキ等の巨木が多数見られる。
施 設	森林学修展示館、森林体育館、集合訓練広場、自然観察歩道、野鳥の池等 ひなもりオートキャンプ場（約4ha） センターハウス、キャビン10棟、トレーラーハウス4台、テントサイト103区画等
利 用 者	平成25年度：72,393人、（うちオートキャンプ場：13,983人）
設 置・管 理 等	宮崎県（環境森林課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県森林林業協会

## 3 諸県県有林共に学ぶ森

趣 旨 等	「ふれあいの県民の森」構想の一環として、県民が森林の機能や林業の役割を学ぶための林業体験研修の場の提供を図るため、平成9年度に諸県県有林内に整備した。
所 在 地	宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
面 積	約139ha
位 置	宮崎駅から西に約25kmの位置にあり、海拔140～200mの諸県県有林内にある。
林 相	スギやヒノキの人工林と広葉樹林が半々に分布しており、このうち人工林は、大半が40年生以上の林齢に達している。 また、広葉樹林は、ほとんどが天然生の2次林となっており、一部にクヌギ、カシ類の人工林が見られる。 なお、平成16年には、公有林では全国で初めてSGEC「緑の循環認証会議」の森林認証を取得し、健全な森林の育成と環境保全に配慮した木材利用促進に努めている。
施 設	多目的管理棟、駐車場、アクセス道
研 修 会 等	平成25年度：年6回、参加者数280人
設 置・管 理 等	宮崎県（環境森林課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県森林林業協会

#### 4 川南遊学の森

趣 旨 等	森林への理解と関心を深め、県民参加の森林づくりを推進するため、森林環境教育のモデルフィールド及び森林とのふれあいの場として整備した。
所 在 地	児湯郡川南町大字川南字村上26689番地他
面 積	約23ha
位 置	川南町市街地の北西約7km、町営村上牧場の隣接地に位置する。
林 相	スギ人工林、クヌギを主体とする落葉樹林帯、シイ、カシ等の常緑樹林帯及び湿原植物群落から構成されている。 また、センダンやヤマザクラなどの大径木が見られるほか、南側溪流沿い一帯に、準絶滅危惧種に指定されているナガバサンショウソウの自生地がある。
施 設	管理車道、林間歩道、展望施設、東屋、バイオトイレ、トイレ、炭焼き体験施設、炭焼き窯、野鳥観察施設、ベンチ、案内板等
講 座 等	平成25年度：年12回、参加者数377人
設置・管理等	宮崎県（環境森林課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県緑化推進機構

### 第3節 自然休養村等

#### 1 自然休養村・緑の村・自然活用村・緑の農村空間等都市農村交流施設の整備

近年、週休2日制の普及に伴って、余暇についての考え方が変化し、都市の生活環境からのがれて、農山漁村の豊かな自然空間の中で余暇を楽しもうとする人々が多くなっています。

自然休養村等の都市農村交流施設は、このような都市住民の要望に応じて、農山漁村の人々との交流の拡大や、就業機会の確保及び地域で生産される農林水産物の販路拡大を目的として整備されているものであり、自然景観と環境に優れた地域を選び、訪れた人々が楽しく快適に過ごせるよう、地域の特色を活かした施設を整備しています。

#### 2 自然休養村等整備状況

本県では、「自然休養村整備事業」、「緑の村整備事業」、「新農業構造改善事業（自然活用型）」及び「農業農村活性化農業構造改善事業（緑の農村空間型）」、「地域農業基盤確立農業構造改善事業（農村資源活用型）」により北浦町三川内地区ほか13地区で各種の施設が整備されました。

### 第4節 自然歩道等

#### 1 九州自然歩道

九州自然歩道は、自然の中で国民の健全なレクリエーション活動を推進するため、九州7県にある国立公園3か所、国定公園4か所及び県立自然公園29か所の山岳、高原、溪谷、海岸あるいは文化財等を有機的に結び、四季を通じて探勝できるよう、昭和50年度から6か年計画に基づいて整備され、現在では総延長2,930kmとなっています。

本県のコースは、祖母傾国定公園国観峠で大分県から引き継ぎ、5市9町を經由して霧島錦江湾国立公園高千穂峰から鹿児島県に引き継ぐ約370kmの区間です。

#### 2 大規模自転車道

本県においては、綾宮崎自転車道と宮崎佐土原西都自転車道の2路線があり、家族連れによるサイクリング、通勤、通学等に利用されています。